

○長崎市いこいの里条例施行規則

平成10年7月10日

規則第50号

改正 平成13年4月27日規則第67号

平成18年9月29日規則第95号

(未施行)

平成22年2月3日規則第18号

平成26年1月23日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市いこいの里条例（平成10年長崎市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 長崎市いこいの里（以下「いこいの里」という。）の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

区分	開園時間
3月1日から11月30日まで	午前9時30分から午後6時まで
12月1日から翌年2月末日まで	午前10時から午後5時まで

(平13規則67・追加、平22規則18・一部改正)

(休園日)

第3条 いこいの里の休園日は、毎年12月1日から翌年2月末日までの毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるものを除く。）とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、休園日に開園し、又は開園日に休園することができる。

(平13規則67・追加)

(行為の許可申請等)

第4条 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、いこいの里内行為許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の許可をしたときは、いこいの里内行為許可証（第2号様式）を交付する。

(平13規則67・旧第2条繰下、平26規則9・一部改正)

(行為の変更又は取消し)

第5条 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、行為の許可を

受けた事項を変更しようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。

- 2 行為者は、条例第2条第1項の許可を受けた行為を取り消そうとするときは、いこいの里内行為取消届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（平13規則67・旧第3条繰下）

（使用料の返還基準）

第6条 条例第9条ただし書の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を返還するものとする。

- (1) 行為者の責めに帰さない理由により当該許可を受けた行為ができなくなつたとき。
- (2) 行為者が、当該許可を受けた日から行為日の2日前までに前条第2項に規定するいこいの里内行為取消届を提出したとき。

- 2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、同項の事実の発生した日以後14日以内にいこいの里使用料返還申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（平13規則67・旧第4条繰下・一部改正、平26規則9・一部改正）

（行為後の点検）

第7条 行為者は、行為を終えたときは、係員に申し出て、その点検を受けなければならない。

（平13規則67・旧第5条繰下）

（駐車場の入出庫時間）

第8条 いこいの里の駐車場の入出庫時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、入出庫時間を変更することができる。

区分	開園時間
3月1日から11月30日まで	午前9時30分から午後6時まで
12月1日から翌年2月末日まで	午前10時から午後5時まで

（平13規則67・追加、平22規則18・一部改正）

（利用者の守るべき事項）

第9条 いこいの里の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (3) 前2号のほか市長が管理上必要があると認める事項

（平26規則9・全改）

(使用料の減免)

第10条 市長は、条例第8条の規定により、市長が特別の理由があると認める者の使用料から市長が定める額を減免することができる。

(平22規則18・全改)

(駐車場における免責)

第11条 市長は、いこいの里の駐車場内に駐車中の自動車等の天災、その他不可抗力による滅失又は損傷については、その損害につき賠償の責を負わない。

(平13規則67・追加)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平13規則67・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成10年7月18日から施行する。

附 則 (平成13年4月27日規則第67号)

この規則は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月3日規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月23日規則第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条(長崎市体験の森条例施行規則第10条第1項及び別表第2の改正規定を除く。)の規定、第2条の規定、第4条中長崎ペンギン水族館条例施行規則第11条第1項の改正規定、第5条中長崎市植木センター条例施行規則第3条第1号の改正規定、第6条(長崎市高島ふれあい海岸条例施行規則別表第2の改正規定を除く。)の規定及び第7条中長崎市農業活性化センター条例施行規則第4条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(長崎市体験の森条例施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正前の長崎市体験の森条例施行規則、長崎市いこいの里条例施行規則及び長崎市高島ふれあい海岸条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

いこいの里内行為許可申請書

年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者住所 氏名 (団体の場合は団体名及び責任者名) 電話	
次のおりいこいの里内の行為の許可を受けたいので申請します。	
行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用面積	平方メートル
その他必要な事項	

第2号様式(第4条関係)

いこいの里内行為許可証

年 月 日	
様	
長崎市長 印	
次のおりいこいの里内の行為を許可します。	
行為の場所	
行為の目的	
行為の内容	
行為の期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用面積	平方メートル
その他必要な事項	
使用料	円
条件	

第3号様式(第5条関係)

いこいの里内行為取消届

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者住所

氏名

(団体の場合は団体名及び責任者名)

電話

年 月 日に行為の許可を受けましたが、次の理由によりその行為を取り消したいのでお届けします。

理由

第4号様式(第6条関係)

いこいの里 使用料返還申請書

年 月 日																											
(あて先)長崎市長																											
申請者住所 氏名 (団体の場合は団体名及び責任者名) 電話																											
いこいの里の使用料について、下記のとおり返還を受けたいので申請します。																											
1 行為の名称(又は内容)																											
2 行為(予定)日																											
3 返還を受けようとする理由																											
4 請求金額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>													千		百		十		万		千		百		十		円
		千		百		十		万		千		百		十		円											
5 希望受領方法 1 現金払 2 口座振替 (該当するものを○で囲んでください)	振	金融機関名					銀行		支店(支所)名																		
	替	金庫・組合					店																				
	先	1 普通預金 2 当座預金 (該当するものを○で囲んでください)					口 座 番 号 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 2px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				
口座 名義 人	(フリガナ) 氏 名																										

[次の規則は、未施行]

○長崎市いこいの里条例施行規則の一部を改正する規則

平成18年9月29日

規則第95号

改正 平成26年1月23日規則第9号

長崎市いこいの里条例施行規則（平成10年長崎市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（指定管理者の公募）

第2条 市長は、条例第2条第2項の規定により指定管理者を公募しようとするときは、あらかじめ、申請の受付場所、受付期間及び選考の方法その他必要な事項を公表するものとする。

第3条 条例第2条第3項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)とし、市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の名称、所在地、設立年次等団体の概要及び活動内容等を記載した書類）
- (3) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条を削る。

第5条第1項中「条例第2条第1項」を「条例第5条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「条例第2条第1項」を「条例第5条第1項」に、「（第3号様式）」を「（第4号様式）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「条例第2条第1項」を「条例第5条第1項」に、「（第1号様式）」を「（第2号様式）」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に、「（第2号様式）」を「（第3号様式）」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（開園時間等）

第4条 条例第4条第2項に定める長崎市いこいの里（以下「いこいの里」という。）の開園時間及びいこいの里の駐車場（以下「駐車場」という。）の入出庫時間の承認の基準は、次のとおりとする。

(1) 開園時間及び入出庫時間は、次のとおりとする。

区分	開園時間
3月1日から11月30日まで	午前9時30分から午後6時までの時間帯を含む1日8時間30分以上とすること。
12月1日から翌年2月末日まで	午前10時から午後5時までの時間帯を含む1日7時間以上とすること。

(2) 開園時間及び入出庫時間の決定に当たっては、市民の利便性等に最大限配慮すること。

(3) 開園時間及び入出庫時間を決定し、又は変更したときは、その旨を市民に周知する措置を講じること。

(休園日)

第5条 条例第4条第2項に定めるいこいの里（駐車場を含む。）の休園日の承認の基準は、次のとおりとする。

(1) 休園日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日であること。

(2) 休園日に開園し、又は開園日に休園する場合は、その旨を市民に周知する措置を講じること。

第10条を次のように改める。

(駐車券の交付)

第10条 指定管理者は、駐車料金を納入した者に対し、駐車券（第5号様式）を交付するものとする。

第12条を第14条とする。

第11条中「市長」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(利用料金の減免)

第11条 条例第10条に定める利用料金の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次に掲げる者 駐車料金の全額

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させた者

イ いこいの里の駐車場の付近において公務を行うために使用する自動車を駐車させた国又は地方公共団体の職員

ウ いこいの里の管理上必要な業務を行うために使用する自動車を駐車させた者

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認める者 指定管理者が定める額

(附属設備の利用料金)

第12条 条例第9条第3項に定める附属設備の利用に係る利用料金の承認の基準は、次のとおりとする。

区分	単位	金額
釜戸	1釜1回	514円

第4号様式を削る。

第3号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、「長崎市長」を「指定管理者」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に、「長崎市長 [印]」を「指定管理者 [印]」に、「使用面積」を「利用面積」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に、「長崎市長」を「指定管理者」に、「使用面積」を「利用面積」に改め、同様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)長崎市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次の公の施設における指定管理者の指定を受けたいので、長崎市いこいの里条例第2条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

公の施設名	
-------	--

- 1 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- 2 法人の登記事項証明書(法人以外の団体であつては、名称、所在地、設立年次等団体の概要及び団体の活動内容等を記載した書類)
- 3 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- 4 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- 5 その他市長が必要と認める書類

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（第10条関係）

<p>No.</p> <p>いこいの里駐車券</p> <p>¥ _____</p>	<p>No.</p> <p>いこいの里駐車券</p> <p>¥ _____</p> <p>（この券は当日限り有効）</p> <p>この券をもって領収書に代えます。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、長崎市いこいの里条例の一部を改正する条例（平成18年長崎市条例第38号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の長崎市いこいの里条例施行規則第4条の規定により許可を受けたものは、この規則の相当規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成26年1月23日規則第9号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（平13規則67・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（平13規則67・平26規則9・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平13規則67・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平13規則67・平26規則9・一部改正）

第1号様式（第3条関係）

第5号様式（第10条関係）